

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 三 第

卷七十三第

行發日一月九年八和昭

論 叢

織物消費税に就きて……………法學博士神戸正雄
勞働の供給について……………文學博士高田保馬
赤子の夭折統計觀……………法學博士財部靜治

研 究

フランスに於ける爲替安定と平價切下……………經濟學博士谷口吉彦
産業組合の本質……………經濟學士八木芳之助
會計學に於ける基本的規定に就いて……………經濟學士蜷川虎三
信用統制と支拂準備政策……………經濟學士中谷實

說 苑

海運に於ける「市場の配分」と運賃構成……………經濟學士佐波宣平
贈與の合算課税……………經濟學士三谷道磨

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

經濟論叢

第三十七卷 第參號

(通卷第貳百拾九號)

昭和八年九月發行

論叢

織物消費税に就きて

神戸 正雄

緒言

我國の諸税にして改正すべきものは決して少しとしない。其の中に就きて、織物消費税の如きは其の一たるを失はぬ。此税は元來、日露戰爭中、其費用を充たすの必要に迫られて、非常特別税の一として創設せられたものであり、其後、戰爭が終結した後にまでも持續されることになったものである。そして之に對しては其の後、屢々問題が起り、一時は鹽專賣、通行税と相並んで三惡税の一とせられて、全廢の議さへも出てたけれども、其は成立せず、ただ單に綿織物を課税物件から除き、更に下級の毛及麻織物をも課税外に置き、税率が長い間百分十であつたのを、

百分九に引下げて今日に至つて居る。併し之が改廢の問題は、今尙ほ終局に到達しては居らず、當業者からも、消費大衆からも、批評者からも常に批判的となり、もつと何等か、改造の行はれなくてはならぬやうに思はれる。其處で私は、茲に之を取り上げて問題として見る。

第一段 存廢の問題

織物消費税については、先以て根本的な存廢の問題が横たはる。で私は先づ之からして説かうと思ふ。

(一)廢止論——此税については先づ以て之を廢止して然るべしとの論が成立し得る。左の如し。

(A) 公平課税並に社會政策上

(い) 消費者に對する公平課税及社會政策上——

(1) 消費税共通の弱點——元來、織物消費税とても一の消費税として、一般消費税に共通な弱點を備へる。即ち、人の消費又は支出が其の收入乃至所得、又は所有乃至財産の一表現¹⁾と見て、消費を捕へて課税しやうといふのであるけれども、實の處、消費の仕方は人により一樣でなく、所得と消費との割合が人によりて大に異り、²⁾其の爲めに消費に依るの課税が、所得を基準として見れば、不公平なものとならざるを得ぬ³⁾。詳しくいへば、各人が課税物件となる物を購買する金高が、その全き人的の給付能力(普通には全所得額により現はると爲す。全財産額により

1) Terhalle, Fw. S. 395.

2) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 371.

3) Viti de Marco, Fw. S. 235.

現はるとも見られるし、或は全支出額により現はるとも見られる）とは必ずしも並行するものでなく、⁴⁾結局は大體上、貧者が富者よりも割合に一層重い負擔をするといふことになる。⁵⁾即ち不公平でもあり、反社會的でもある。但し此がかくして一應貧民、労働者への過重負擔となるとしても、彼等が之を、其勞賃引上の爲めの努力によりて補償するといふことはあり得る、⁶⁾併し其成否は時の事情によることであり、必ずしも常に此を期待し得ない。

(2) 課税物件たる織物の性質上からの弱點——特に此織物消費税の課税物件たる織物には、大體、或度まで生活必需品といふ性質があり、随つて此税には必要品課税の意味があり、そして人の之が購入といふことは、其の家族の多少にかかり、其健康にかかり、職業身分にもかかり、性癖嗜好などにもかかり、同一所得としても其と此物の消費又は購入費とが一樣な關係を有つに限らず、⁸⁾其上にも此織物が食料品とも異り、大體保存に堪へるものなだから、所得の大であつた年に之を多く購入するとは限らず、却つて其所得の其よりも小であつた年に多く買つて置くといふことも出来る。此點からしても、食料品に比較して、支出額が所得額と並行する可能性が一層小さいといふこともあつて、此點もが公平負擔を妨げる。尙其上にも我國税法が選んだ課税物件たる織物の範圍が必ずしも精密に公平となつて居らぬ。例之、毛織物は（假令下級の其を免ずるとはいへ）決して上流階級のみ消費物ではなく、洋服細民、いな近頃、學生服普及の結果として一般大衆の用品ともなつて居り、絹織物に至りては大體、贅澤品だといふけれども、其中にて

4) Derselbe, ebenda. S. 236.

5) 拙・租税研究十卷 199. Mayr, Zur Theorie der indirekten Steuern. S. 56. Stamp, The fundamental principles of taxation p. 68. Silverman, Taxation. p. 227. Berner, Das Wesen der Steuern, insbesondere der indirekten. S. 35.

6) Mayr, a. a. O. S. 61.

7) 租税研究十卷 210. Moll, Lehrbuch. S. 619.

8) 租税研究十卷 212.

も、特に銘仙の如きは可なり廣きに亘る大衆の消費する所であり、人絹織物や人絹と綿との交織物に至りては、眞に下級大衆の消費品となつて居る。そして今日免税となつて居る所の綿織物は、大體、一般大衆の消費に屬するけれども、併し其の二子織の如きになると、實は純絹物以上の高級品として、能力大なる者のみの消費する所であるに拘らず、齊しく綿物なるが故に免税されて居るの不公平があり、それからメリヤス、フェルトを免じて居るから、特にメリヤス中には非常に高級なる贅澤品があるのに、全く課税から逃れて居るといふことになる。即ち課税物件と免税物件との間に均衡を缺き、負擔能力乏しき人も其消費する物件の性質の爲めの故に、或度の負擔を爲すのは尙ほ忍ぶとしても、之によりて明かに給付能力の大なりと認むべき人を免ずるといふに至りては不公平なのは勿論のこと、負擔一般の原則にも反することになるのである。

(3) 税率の上からの弱點——此織物消費税にては、其税率を從價比例として居る。其は夫の酒造税などの從量比例税に比較しては確かに一段と公平には近づくけれども、而かも上にもいふやうに、人の織物の購入金額と其所得とが必ずしも釣合の取れたものでなく、所得大なるものにして之を購入することの少きものがある反對に、所得小なるに拘らず多額に之が爲めに支出するものがあり、同額所得の二人の間にも之が爲めの支出額に大小差異がある。だからして、所得の大なるものほど能力一層大なりとして其大きさに對し累進課税を至當とすといふ理論を前提とするときには、かかる各人の織物購入額に對する從價比例税では、應能公平には合せずとしなければ¹⁰⁾

9) Bela Földes, a. a. O. S. 379.

10) 租税研究二卷 161.

ならぬ。其等は暫らく恕するとしても、從價となるが爲めに、評價が六つかしく、其には實際一々の物につきて評價するのではなく、一般標準物につき標準價を評定して、時折、之を改定し、之に準據して各の物の評價を爲すのであるが、其標準價の決定が多少の恣意に依ることを免れず、其の爲めの不公平があり、¹¹⁾それから織物の價格は市場に於ては時々刻々に變化して居るに拘らず、其標準價格が此變化に追隨することの遅れる爲めの不公平といふこともある。¹²⁾もつと細かくいふと其課税上の標準價格といふものが全國、同一人の手によりて定めらるるといふ譯には往かず、或度まで、各地方にて多少、不均等となるを免れぬといふ事もあつて、此も一の不公平原因となる。

(ろ) 當業者に對する公平負擔上——

(1) 消費者と比較しての不公平——此織物消費税は本來、消費者の負擔とならんことの期待せらるるものであるけれども、之が轉嫁は必ずしも豫期の如くに行はれず、其が不確實であり、特に經濟界の好景氣に恵まれるときには、其消費者への前轉が容易であるが、不景氣の際の如き、往々にして製造者の負擔に歸し、或は中間商人の負擔に歸し、延いては此等の當業者と交渉ある金融業者、勞働者、等々の負擔ともなり、つまり所謂、後轉が行はれて、立法者の豫期する消費者が負擔を免れて、其の豫期しなかつた人々の負擔となるといふ不公平を生ずることがあり得る¹³⁾のである。

11) 租税研究二卷 163. Armitage Smith, Principles and methods of taxation.

P. 93.

12) 租税研究二卷 163.

13) 租税研究五卷 73以下. Berner, a. a. O. S. 31.

(2) 當業者の間に於ける不公平——各種織物の間には或度まで代替し得る性質がある。だから此等の凡べての物が均等に課税せらるるならば兎に角であるけれども、我國法の如くに、或物には課税して他の物を免ずるといふときに、課税された方の物の需要の一部が、免税品の方に移り、随つて當業者の受くる影響に不均等なるものを生ずるといふ事になる。

(B) 經濟上——からいふと、政府は其財政收入として、此税からして三千萬圓の年額を收める。そして其大部分は恐らく消費者の負擔に歸するけれども、前にもいふやうにして、其一部は轉嫁の不確實又は困難の爲めに、當業者に歸することありとして、當業者から見ると、經濟上、明かに其れだけの金錢上の負擔を加重されるといふ打撃を受けるが、併し當業者は其ればかりでなく、其以外にも多様な打撃を蒙り、其が凡べて産業の上の壓迫¹⁴⁾となる。そして租税は本來、産業の上に出来るだけ輕易に影響するやうにしなければならぬ¹⁵⁾といふ事を顧みるときに、此税は此點に於て遺憾なものとしなければならぬ。詳しくいふと左の如し。

(い) 一般課税織物業に對し——

(1) 轉嫁不十分——前にもいふやうに特に不景氣の際の如きには、當業者から消費者への轉嫁が不十分なることのあり得る爲めに、當業者が不當に過大なる負擔を負ふの外なき場合のあることは、其れは此税に伴ふの必然的な弱點であつて、其が當該産業を壓迫する所以である。

(2) 需要の減少——一定の織物に税がかかり其爲めにはその價格が一層高くなるを免れぬ。

14) Terhalle, a. a. O. S. 424. Mills, Readings in public finance and taxation. p. 314. Popitz, Aufwandbesteuerung. (Hdb. d. Fw. II) S. 202.

15) Armitage Smith, l. c. p. 92.

然るときは、其が無税なりせばあるべかりしよりも、之が需要を減退せしめることになるであらう。其は實に當業者にとりては其仕事の範圍を縮小するものであり、斯業への壓迫である。若又、此税が格別、課税織物の需要を減少せぬといふことがあり得るとしても、然る場合には、其れだけ恰も國民の努力の高まることになき以上、そしてかかる努力の向上は決して容易の事ではなく、其に多くを期することが出来ぬから、恐らく、課税織物以外の消費物の需要の減少を齎らし、織物業者でなくとも、何處かの當業者の壓迫とはならう。¹⁶⁾

(3) 評價の不完全 前にもいふやうに、織物の課税については、標準價格を定めて、之に準據して實際の課税を行ふのであるが、此が改定は兎角、實際市價の變化に對して遅れ勝であり、其市價の下向しつつある場合の如き、其標準價格が其にも拘らず永く据置かれる爲めに、過高の課税をせられて壓迫を蒙るといふことになり得る。それから、同等の織物についても、右の標準價格が多少、地方によりて異つて定めらるることのあり得る爲めに、地方と地方との間に、競争條件を不均等ならしめることになり、其の爲め特に一層不利なる地方の當業者又は産業を壓迫するといふこともある。

(4) 課税免税戻税等の手續煩雜——税がかかる以上、免れぬことではあるが、之が一定の場合に免税さるるとしても、其に附帶した取締上の制限下に立ち、課税さるる物については、課税上の手續が或度まで厄介なものであり、納税した後之を輸出に向くとして之が戻税を受くるの

16) Brown, The economics of taxation. p. 66.

にも手續面倒なるものがあり、此等の手續をして居る間に、折角の商機を逸するといふ事もある。此税のあるのは、之なき場合に比して當業者の商業活動にとりては一層の負擔を加ふるものである。¹⁷⁾

(5)外國に於ける不利——外國、特に米國などにては、我國にて織物の輸出に際し、内國消費税の戻税をするのを一種のダンピングと解して、相當の附加關税を課して居る。此の如きは我國に織物消費税がなかつたならば、負はされずして濟んだもので、此税あるが爲めに、我國自ら其産物の輸出を不利ならしめるといふ結果になつて居る。我國の輸出は、前に(4)にいふたのと相待つて此税の爲めに可なり不利を蒙つて居るのである。

(6)織物中に課税品と免税品とあるが爲めに生ずる課税品産業の壓迫——此は前に(A)(2)にいふた所で明かなるやうに、課税品産業は、同種の免税品産業に比し特別な壓迫を受ける。尤も此點は多少、前記(B)(2)と重なり合つては居るが、聊か異つた見地に立つて居る。

(ろ)特に絹織物業に對し——此織物消費税によりて課税さるる織物の産業が特に壓迫を受けることは上にもいふ如くであるが、其中についても、絹織物は其原料が凡べて國産であり、其に係する國民の數は實に農工商に亘り、非常に多い。だから其は特別の保護の加へらるべきものとする。特に其が近頃は恰かも人絹の發達によりて壓迫を受け、世界の不況によりても販路を塞がれ、困りに困り抜き、之が爲めに新しき用途の工夫の必要に迫まれて居るのに、其上にも此に

17) Berner, a. a. O. S. 36.

課税の壓迫を加ふることの、好ましからずといふことがある。而かも他方、外國原料による所の綿織物を免税するのであるから、國產獎勵の上からしては矛盾した事を行つて居ることになるのである。

(C) 稅務行政上——からいふても、此税には、標準價格の決定、其更正、具體的なる各物件の評定、其等に伴ふ紛爭、逋脫の取締、¹⁸⁾ 戻税の下付等につきての相當の面倒があるといふ事も亦一の廢税根據とはなる。尤も此種の事は凡べての税に多少は伴ふので、恕すべきことともせられる。

(D) 人口政策上——一國の政策として、人口増加が望ましと前提するときに、此織物に對するの課税は、人口維持の爲めの一の必要品への課税として、多少は人口増加を抑制するの結果となり、其の爲め不得策といふことにもなる。

(E) 文化政策上——織物の進歩發展は自ら藝術の向上を伴ふものであり、其は一國の文化政策上には重大なる意義を有つ。此藝術の發達は自ら又、人心を緩和する上に、更に政治の安定を得しむる上に有意義である。然るに此織物への課税が多少とも其の自由なる發展を阻止して、文化の進歩を妨げ、更に政治の安定を紊すことにもなる。

(二) 存置論——前記廢止論に對する存置論は左の如し。

(A) 財政收入上——此税には年額三千萬圓の收入があり、今日の急迫したる財政下には、其でも決して缺くことを得ぬものである。此財源確保の爲めには此税は之を廢止する譯に往かない。此

18) Moll, a. a. O. S. 612. Bela Földes, a. a. O. S. 506.

税存置の最大理由は即ち此收入のあることであり、それは實は殆んど總べての消費税に共通なる存立理由¹⁹⁾でもある。

(B) 公平課税及社會政策上——此税が下層民にも負はしめられ、富者に比し割合に重くかかるやうでもあるが、今日の仕組の織物消費税下には、下層民は少しく注意すれば全く之が負擔を免れることが出來、又、負擔してもいふに足らぬほどの軽いものであり得る。夫の課せられたる税の一部は轉嫁不能の起るだけにては消費者に歸着せざることがあり、消費者に歸着するだけにても、衣服の消費は食物に比しては一層に、其質に於て量に於て伸縮性を多分に有つものであり、彼等が少しく服裝を考へて選定するならば、無税の綿織物や、下等の毛及麻織物や、メリヤスの如きもののみを使ふことが出來、下層民は全く織物消費税を免れることが出来る。勿論、上流者でも同様の注意をすれば齊しく之を免れることを得、其の爲め能力に應じて公平たらざることにはなるが、併し下層民にして能力乏しき者は確かに之により負擔を免れることが出來、假りに又彼等が若干の絹織物、毛織物、人絹織物、交織物などを消費して、其の爲め若干の負擔をすることになつたとしても、其負擔の度合は、從價の百分九に過ぎず、其標準價格の定め方も大體は寛大に定められて居るから實際の負擔は其以下に止まり、其も負擔する所の大衆としては、之を間接、暗々裡、任意、便宜、分割等の條件の下に負ふのであるから、負擔が樂²⁰⁾であり、假令、彼等貧民が之が負擔を感じても、其は彼等もが享受する所の或度の奢侈²¹⁾に課せらるるのだからして、彼等

19) 租税研究十卷 194.

20) 租税研究十卷 200. Bela Földes, a. a. O. S. 378. Mayr, a. a. O. S. 40.
Moll, a. a. O. S. 611-612. Silverman, l. c. p. 230. Marco, a. a. O. S. 85.

21) Bela Földes, a. a. O. S. 477.

の堪へ得るものに屬する。だからして此税には公平上、多少遺憾な點が残るけれども、理性ある下層民を免することによつて、一種の免税點の附設と同結果となり、或度の公平には合する。それから、從價比例であるのは、酒造税などの從量比例なのに比しては一層公平であり得る。平時にても、自ら消費する物の價值の大小に應じて一層公平なる課税たり得るが、特に今日のやうに不景氣の際には、織物價格が低下して、税負擔も自動的に輕くなり得て、公平の負擔となること²²⁾が出来る。

(C) 經濟上及教育政策上——各人をして盛んに消費せしめることが、經濟界に活氣を與へる所以だともいはれるが、併し又、人々をして出来るだけ冗費を節せしめて、資本の蓄積、資本の造成を促がすのが、經濟上には望ましく、且つ人心を堅實ならしめる所以だとも考へらる。此後の見地からいふと、消費税、特に絹物、毛織物などに重きを置く織物消費税のやうに、屈伸力ある消費の物件への課税は意義あり、又、有益なる仕方としなければならぬ。²³⁾

第二段 物件の範圍

前段にいふ如くにして、本税には重大なる弱點があるから、むしろ出来るならば之を全廢しては何うかとも考へらるるが、併し之が存續にも相當の理由が存し、必ずしも今直ちに之が全廢を爲し得ぬといふこともある。で之を存置するとして、更らに之が課税物件の範圍を改めることに

22) Armitage Smith, l. c. p. 93.

23) Brown, l. c. p. 95.

よつて之が修正を行ふことが次の問題となる。現在、本税に於ては(1)綿織物(全重量百分九十五以上の綿、絹紡細絲、芭蕉絲、黃麻、葛、藤、檣、楮、鳳梨、科、竹、紙、檻襖等にて組成する織物)、(2)麻又は麻と綿とにて組成し、其麻の單絲が英式番手四十二番を超へざる織物、(3)經絲に綿絲のみを用ゐる、緯絲に「紡毛絲、命令にて紡毛絲と見倣したる絲、紡毛絲及命令にて紡毛絲と見倣したる絲、綿絲及紡毛絲、綿絲及命令にて紡毛絲と見倣したる絲、綿絲及紡毛絲及命令にて紡毛絲と見倣したる絲」のみを用ゐたる織物(パイルを除く)の三種のもの(即ち綿織物、下級麻織物、下級毛織物)を除きたる、凡べての織物を課するのであるが、之が範圍の改定といへば、之が擴張説と、其の縮少説とが出で得る。

(一) 範圍縮少説

(A) 絹織物免稅説

(い) 其主張——此絹織物業は我國の重要輸出工業として特別に保護したきものであるのみならず、之が原料は凡べて國產にかかり、其關係當業者は農工商業に亘り頗る多數の人々であるので、之が助長には特別の考慮を要するのである。而かも斯業は近時、競争者として人絹の大敵を控へ、其れに世界的不況によりて其需要の減退を憂へて居るの際であるから、尙更らに特別の考慮を要する。然るに假令、輸出品には戻稅や免稅の制度があるにしても、内國消費品には一應課稅せらるるものとするときに、輸出上にも種々の不便不都合のあることは前にもいふ通りであるから、

此産業保護に重點を置くならば、むしろ之には思切つて課税を廢止したが良いといふのである。

(ろ) 其反對説——併し之に對しては(1)其存續にも一應の根據のあることは前段に、本税存廢問題の處で示した通りであるのみならず、(2)特に、既に綿織物税を廢止して居る以上は、其上にも絹織物を廢税しては、自ら絹綿交織物をも廢税せざるを得ぬから、残りは主として毛織物、麻織物、就中、前者といふことになる。然るに此毛織物に至りては、輸入原料に依る點に於て特別保護を要せぬといふことはあるが、其用途からいふと、洋服細民の日用品であり、子供服となる點からして大衆の日用品でもあるので、絹織物よりもより多く下層民の消費に屬するのだからして、大體主として上層階級の負擔に屬する絹織物を免じて、此等大衆にもかかる所の毛織物を課税しては、負擔の公平に合せぬといふことになる。で絹織物を免する位ならば、織物税の全廢にまで進んだ方がましだといはなければならなくなる。さうでなくして唯だ現制度から絹織物のみを免じては不都合だといふのである。

(B) 綿及人絹交織物免稅說

(い) 其主張——今や我國は、印度及其他の英領土から綿織物の關稅引上を受けて之が販路を狹められ、そして之が報復手段として印棉不買を行はざるを得ざるやうになつた。かくて其打開策としては、一方、棉花については滿洲に於ける栽培の獎勵に力を用ゐて、原料補充を行はなくてはならぬと共に、他方、製品としては、從來の純綿織物の輸出を制限して、綿及人絹の交織物を

増産し、之によりて新天地を開くの外なきものの如くである。之が爲めには、從來のやうに人絹及綿交織物に課税して居つてはならぬ。假令輸出の其には免税又は戻税を行つて居ても、内國需要品に課税して居ると、自ら輸出向のものに束縛乃至は厄介を加ふることとなり、市況次第にて或は輸出に向け或は内地向とするについての商機を逸せしめることにもなる。で經濟、産業政策上には、此不都合を除くことが、此際、特に必要だといふのが、免税論の主論據である。併し之に附帶して特に社會政策上から見ても、人絹、綿の交織物は一般大衆向のものであるから、むしろ之を無税として其負擔を軽くするのが適當だといふことになる。

(ろ)其反對説——併し之に對しては、人絹交織物には純綿織物に比しては尙ほ奢侈品といふ意味が残り、随つて織物税を存する以上は、之にも課税しなければ、其體を成さずといふことがあり、特に此交織は、之に使用する綿絲が細絲でなくてはならず、生産費も高くつき、今日内地消費物としてはまだ僅少に止まり、之が課税を失ふても財政收入上大した損失ではないけれども、將來には外國輸出向のものの發達と伴ふて、益々其内國消費を増大し得るので、其からしての將來に於ける收入増大可能性はある。今、之を失つてしまふのは惜しいといふこともある。

(二)範圍擴張案

(A)メリヤス・フェルト課税説——メリヤス及フェルトは織物ではないけれども、之に準すべき物で、本來、織物税ある以上は、之にも課税して可然きことは、酒造税ある以上、麥酒税や酒精

及酒精含有飲料税あるを當然とすると同じである。公平課税の上から當然であるのみならず、財政収入上からも望ましい。ただ之を課税するときに、其の當業者に或經濟上の打撃を與へ及特に其の輸出發展上の支障となるので、躊躇せしめて居るのである。

(B) 綿織物課税説——綿織物は本税創設當時には課税物件となつて居つたのを、後に至つて免税としたのだ。然るに今、之を復舊しやうといふ考が起つたのである。

(い) 現狀維持論(免税説)

(1) 公平課税及社會政策上——には、此の如き低級衣服材料には、現在通り無税とするのが、消費者大衆を保護するに必要なといふのである。

(2) 經濟上——には、紡績及綿織物業は、我國産業の大宗であるから、之が負擔を輕易とするのが有益だとしなければならぬ。

(3) 行政上——には、之が課税につき、必然諸多の厄介を伴ふ。無税とすれば之を避くるを得るといふのが現狀通り免税すべしといふことの論據である。

(ろ) 課税説の根據

(1) 財政收入上——には、之が免税よりも課税の選むべきことはいふを待たぬ。

(2) 公平課税及社會政策上——には、此が主として貧民の負擔を割合に重くすることに於て一應は否定せらるるけれども、之が貧民の負擔となるにしても、輕易に擔はるるものだといふこ

とは、第一段に於ける本税の存置論にて明にした通りであるのみならず、綿織物の如き下層社會の消費物とても、食物に比しては其消費の質及量に於ける屈伸力は大で、人々の注意によりて之が負擔を少くし得るから、米や小麥等に對する關税に比しては、忍び得べく、恕すべきものといふことを得る。特に又之が税率を、他種の織物よりも一段と低くするならば、堪へ易く又、公平にも合するを得る。

(3) 經濟上——には、之が課税は紡績業者や綿織物業者には打撃となるけれども、併し反面、綿織物業と或度まで競争の地位にあつた絹織物業、其原料たる生絲、繭の生産者たる農工業者、毛織物業者、麻織物業者、交織業者などに對しては、此綿織物課税の行はるるだけ、其他位を改良するといふことにはなる。

(は) 課税方法

(1) 製品課税方法——に依るとして、現行、庫出課税方法に依るのも一案で、全體上、多分に依ることとならうと思ふが、むしろ賣上税に改めるといふ案も出でやう。さうすれば、此綿織物のみならず、其他の織物についても此方法に改められるであらう。其の賣上税とするとしても、各營業者又は特に小賣の賣上申告高によるか、小賣に於ける印紙課税によるか、生産者に於ける賣上申告高によるかの選擇がある。詳しくは私の賣上税研究²⁴⁾に譲る。

(2) 原料輸入關税による方法——或は綿織物に課税するのに、現在は全く無關税である所の

24) 賣上税による奢侈課税(經濟論叢、三十五卷四號)、租税研究五卷²³²以下。

原料棉花への輸入税によるといふことも一案として考へらるる。此案は(a)課税技術上には最容易だといふの長所を有ち、(b)財政收入上、には相當の大收入を擧ぐることにもなる。今日四億圓にも上ぼる輸入棉花に對し一割課税しても四千萬圓、五分課税しても二千萬圓を擧ぐることが出來、輸出製品につき戻税しても尙ほ相當に大な收入が残り得る。ただ其が(c)經濟上、紡織當業者への壓迫となること、(d)國際關係上、多少、外國の感情を不良とすることが缺點である。けれども將來、我國が英米より經濟斷交を以て遇せらるるときには此に依るのが最自然的なる手段といふことになるであらう。

結 論

以上要之、織物消費税は種々の改訂を経て一應の筋の通つた税となつて居るけれども、之に對する不満は尙ほ残り、之を全廢せよとの論もあり、之を改造して、或は其物件の範圍を縮少せんとするもあれば、之を擴張せんとするもあつて、區々たる主張が行はれて居るが其等には表裏、長短があつて、其の何れにも必ずしも直ちに同意し得ぬものがある。此等は恐らく時の進みに従ひ、其時の必要に隨つて決定さるることとなるであらう。